

公 示

旅客自動車運送事業等報告規則第2条の表中における 業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅客自動車 運送事業者について

旅客自動車運送事業等報告規則第2条の表中、第1欄の4及び6に規定する道路運送法第86条第1項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者を下記のとおり定めたので公示する。

平成19年4月19日

中国運輸局長 神谷俊広

記

- ・福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者

附 則

この公示は、平成18年度の事業報告書及び輸送実績報告書から適用する。